

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成29年度 10月度)

- 1 日 時 平成29年10月2日(月)
開会：午後2時5分
閉会：午後3時10分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
2番 道淵 登 3番 山下 壽明 5番 六田 敏夫
6番 上出 義美 7番 両國 明美 8番 中嶋 知子
9番 川上 悦男 10番 寶住 與一 12番 江添 良春
13番 大澤 昌弘 14番 扇谷 俊彦 15番 松村 博
- 4 欠席委員 3名
1番 中葉 隆 4番 円戸 敏男 11番 山下 裕
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、平成29年度10月度定例総会を開催いたします。
それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を上出委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてです。

□議長(会長) なお、本日は中葉委員、円戸委員、山下裕委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、中嶋委員、川上委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、利用集積計画として、計——筆、設定面積——m²を——名の貸し手について、利用権を設定するものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件、3件につきまして、説明申し上げます。

許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番——号（**株式会社）、譲渡人が氷見市**——番地（氏名**）、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、外一筆、地目は一筆ともに登記、現況が畑で、申請面積は合計で——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号2、地区は——です。

この案件は農地法第4条の規定による許可申請です。

申請人が氷見市**——番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、地目は登記が田、現況は畑、申請面積は——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号3、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人は氷見市**番地（氏名**）、申請地は氷見市**——番、外一筆、地目は一筆とも登記が畑、現況は宅地、申請面積は合計で——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

この案件は違反転用に該当していますので、始末書が提出されています。
引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行いました**委員と推進委員、事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けたいと思います。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が確定していること、転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が3件ともに添付されており、番号1には西条畑地かんがい土地改良区からの同意書も添付されています。

番号3は、既に住宅敷地として利用されていたため、違反転用にあたることから始末書の提出を求め、これを受理しています。

以上、今回の案件3件は、違反転用もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員） 番号1の農地区分は3種ではなく、2種ではないのか。

（事務局） 都市計画法の用途地域内の農地なので、第3種農地になる。

（委員） 不動産業者が農地を取得する場合に制約はないのか。

（事務局） 農地転用の申請について、特定の業種に限った制約はない。許可申請書の中に宅地取引ができる資格証が添付されており、確認している。

□議長（会長） 他に異議・質問がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、説明申し上げます。

9月の定例総会でご意見のありましたことを中心に、数値を修正した点について、ご説明いたします。

遊休農地の面積について、農業委員会の策定する「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の遊休農地面積の12.3haに数値をあわせ、修正しました。これに伴い、現状の割合が0.5から0.38%に、3年後の目標を面積が11.2haを9.6haに、割合を0.35から0.3%に修正しました。最終目標の面積、割合に変更はありません。

農地利用集積目標について、管内農地面積に対する面積設定ではハードルが高いのではないかというご意見を踏まえ、今回、経営耕地面積1,847haに対する率を下段に（）書きし、3年後は1,293haで70%、最終は1,478haで80%と設定しました。

農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業について、県農林水産公社に確認したところ、富山県ではこの事業を実施する予定はないとのことでしたので、「農地中間管理機構による」という文言を削除しました。ただし、地域営農組織等が畦をはずし耕作することも考えられますので、「簡易な基盤整備事業の活用」は残すこととしました。

新規参入の促進についての①で「認定農業者」は新規参入に該当しないのではということから、「認定農業者及び」を削除しました。

説明は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会10月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年10月2日

議 長

署名委員

署名委員